(目的)

第1条 この要領は、市川市が発注する建設工事に係る契約の適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、労働環境等の確認について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約は、設計金額が3,000万円以下の契約を除く市川市低入札価格調査制度に関する要綱第9条の規定により落札者を決定した建設工事の請負の契約とする。ただし、契約課長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りではない。

(労働環境の確認と労働条件審査等)

- 第3条 前条の規定により労働環境の確認を行う契約を締結する者(以下「事業者」という。)は、当該契約締結までに市川市発注工事に係る労働環境等の確認に関する誓約書(様式第1号)及び労働環境報告書(様式第2号)を市に提出するものとする。さらに、その労働環境に係る履行の確認をするため、事業者は、第三者の証明として社会保険労務士が行う労働条件審査(以下「労働条件審査」という。)を受審して、社会保険労務士が作成した報告書の副本(以下「労働条件審査報告書」という。)を市に提出するものとする。
- 2 前項に規定する労働条件審査に係る関係書類等は、別表第1のとおりとする。
- 3 労働条件審査報告書は、別表第2に定める市が指定する社会保険労務士会から推薦された社会保険労務士と事業者間で取り交わされた契約により行われた労働条件審査の報告書とし、市は、その労働条件審査報告書に基づき労働環境に係る履行の確認を行うものとする。なお、労働条件審査は、契約期間の2分の1を経過するまでに当該社会保険労務士と事業者間の任意の期日に行うものとする。
- 4 労働条件審査報告書の提出は、当該労働条件審査を終えた日の翌日から起算して30日を経過した日(その日が市川市の休日を定める条例(平成元年条例第18号)第1条第1項に規定する市の休日であるときは、その日後においてその日に最も近い当該市の休日以外の日)までに市に提出するものとする。ただし、提出期限が契約日の属する年度末となる場合は、契約期間の終了までに提出するものとする。
- 5 労働条件審査に係る費用については、別表第2の定めのとおりとし、事業 者の負担とする。

(入札参加者への周知)

第4条 当該要領が適用される旨を、一般競争入札においては公告文により、

周知するものとし、指名競争入札においては、指名通知により周知するものとする。

(調査、報告の聴取及び改善指示並びに競争参加資格停止基準の措置)

- 第5条 市は労働条件審査報告書の内容により必要と認める場合には、事業者 に対する労働環境の調査及び報告の聴取等を行うことができるものとする。 この場合において、事業者は市が行う労働環境の調査及び報告の聴取等に協 力するものとする。
- 2 市は前項の規定による労働環境の調査又は報告の聴取等を行い、必要と認められる場合には、改善指示を行うことができるものとする。なお、事業者が市の改善指示に従わない場合は、競争参加資格停止をすることができるものとする。
- 3 前項の競争参加資格停止の措置の適用については、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準に定めるところによるものとする。

(労働環境の基準)

- 第6条 この要領に基づき確認する労働環境は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、その他関係法令を基準とする。
- 2 この要綱に基づき確認する労働環境のうち、賃金水準及び労務管理にかかる事項については、公共工事設計労務単価と千葉県最低賃金並びに社会保険の加入状況等とする。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、 契約課長が別に定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

市川市発注工事に係る労働環境等の確認に関する誓約書

平成 年 月 日

市川市長

一	事	夂	
	#	47	

上記の契約に当たり、市川市発注工事に係る労働環境等の確認に関する要領 (以下「要領」という。) に規定する下記事項を遵守することを誓約します。

なお、要領の規定による措置については、一切の異議申立てをしないことを 併せて誓約します。

- 1 要領第3条の規定による社会保険労務士が行うところの労働条件審査を 受審し、それに伴う費用は要領第3条第5項の規定に従い自らが負担するこ と。
- 2 要領第5項第1項の規定による調査及び報告の聴取に協力すること。
- 3 要領第5項第2項の規定により改善指示があった場合には、それを尊重すること。

住 所商号又は名称氏 名

印

労 働 環 境 報 告 書

平成 年 月 日

市川市長

工事	名	
住	所	
商号又	は名称	
т.	H	

氏 名 囙 区 分 答 項 目 口 (1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、 口はい 始業時間、就業時間、時間外労働の有無等その他の労働条件を □いいえ 文書で明示していますか。 (2) 就業規則を作成し、適正な方法で周知していますか。 口はい 労働条件 また、事業所単位で労働者が10人以上いる場合は労働基準監 □いいえ 督署に届出されていますか。 □対象外 (3)36 協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、36 口はい 協定を含め労使協定の締結・運用は適正ですか。 □いいえ (4)労働者が働いた実際の労働時間を適正に把握し、記録してい 口はい ますか。 □いいえ 労働時間 (5)有給休暇・休日を適切に付与していますか。 口はい □いいえ (6)時間外、休日等に労働させた場合、適正な割増賃金を支払っ 口はい ていますか。 □いいえ (7)賃金について、通貨で全額を労働者に直接毎月1回以上一定 口はい 賃 金 期日を定めて支払っていますか。 □いいえ (8)当該契約に従事する従業員で最も低い労働時間単価はいく 時間額 円 らですか。(下請等を含む。) (9)事業主は労働者に対して安全配慮義務がありますが、安全衛 口はい 生管理体制は、適正に整備、運用していますか。 □いいえ 安全衛生 (10)労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施しています 口はい □いいえ (11)労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続きを適正に行 □はい 各種保険 っていますか。 □いいえ 「いいえ」を選択した場合は設問番号とその理由を記入してください。 設問番号 玾 由

- 注1 回答欄のいずれかの□にレ点を付けること。
 - 2 確認の結果、聞き取り調査を行う場合があります。
 - 3 最も低い労働単価…労働賃金単価を1時間当たりで計算し、その金額を記入してください。

(計算方法)

- (1) 時間給の場合・・・時間給を記入してください。
- (2) 日給の場合・・・・日給÷1日の所定労働時間
- (3) 月給の場合・・・月給÷1日の所定労働時間 ただし、下記のものは含まない。
 - ① 臨時に支払われる賃金 (結婚手当等)
 - ② 1月を超える期間ごとに支払われる手当(賞与等)
 - ③ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
 - ④ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当、家族手当等)

別表第1 (第3条関係)

労働条件審査に係る関係書類一覧

番号	書類名称	備考	関連条文
1	就業規則(本社一括で届 出をしているときは、そ の内容を確認できる書 類)	直近の資料(常時 10 名以 上の従業員を使用してい るときは届出書・意見書)	労働基準法 (昭和 22 年法 律第 49 号) 第 89 条
2	賃金規程	直近の資料	労働基準法第89条
3	その他規程	直近の資料(育児休業規 程・セクハラ防止規程・短 時間勤務規程等)	育児休業規程:育児休業、介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉 に関する法律(平成3年法 律第76号)第21条 セクハラ防止規程:雇用の 分野における男女の確保等 に関する法律(昭和47年 法律第113号)第11条 短時間勤務規程:育児大体 業、介護を行う労働者の福 社に関する法律(平成3年 法律第76号)第23条
4	労働条件通知書	特定の3名について直近の 資料(雇用契約書で代用し ているときは不要)	労働基準法第 15 条
5	36 協定書	直近の資料(法定時間外労働、法定休日労働がないときは不要)	労働基準法第36条
6	その他の労使協定(ないときは不要)	直近の資料(賃金控除、一 斉休憩除外、育休適用除 外、変形時間制等)	賃金控除:労働基準法第24 条第1項 一斉休憩除外:労働基準法 第34条第2項 育休適用除外:育児休業、 介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉 に関する法律第6条 変形時間制:労働基準法第 32条の2~5
7	定期健康診断個人票(健 診診断書可)	直近の資料 2 名分(管理職 及び従業員 1 名分)	労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条、 労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 44 条、51 条

8	雇入れ時の健康診断書	直近の資料 2 名分(管理職 及び従業員 1 名分)	労働安全衛生法第 66 条、 労働安全衛生規則第 43 条、 51 条
9	衛生推進者選任証 要件確認書類(職歴を確認できる労働者名簿又は 講習修了書修了証)	直近の資料(常時使用する 従業員の数が10~49名の 場合のみ必要)	労働安全衛生法第 12 条の 2、労働基準法第 107 条
10	安全教育マニュアル	従業員の雇入れ時に安全 衛生について指導する資 料があるときはその資料	労働安全衛生法第 59 条、 第 60 条、第 60 条の 2
11	緊急時連絡網	直近の資料	なし
12	喫煙マニュアル	直近の資料(全館禁煙としているとき、及び喫煙対策が業務に含まれていないときは不要)	健康増進法(平成 14 年法 律第 103 号)第 25 条、労 働安全衛生法第 22 条削除、 第 23 条、第 71 条の 2
13	タイムカード(又は出勤 簿)及びシフト表	特定の3名に係るもの(前年1月分~直近の出力可能 月の分までまたは直近1年 分)	労働基準法第 32 条、第 109 条
14	有給休暇管理台帳(有給 取得の記録)	特定の3名に係るもの(前年1月分~直近の出力可能 月の分までまたは直近1年 分)	労働基準法第 39 条、第 109 条
15	有給取得率表	前年度の全員の年次有給 休暇の取得率(取得日数÷ 付与日数(繰越分を除く)) を一覧表にまとめてくだ さい。	労働基準法第 39 条、第 109 条
16	振替休日指示(許可)書	直近の該当事例に係る資料(1件)	労働基準法第 35 条、第 109 条
17	賃金台帳 (ないときは給 与・賞与明細)	特定の3名(注1)に係る もの(番号「13」の期間に 応ずるもの)	労働基準法第 108 条、第 109 条
18	扶養控除等申告書	特定の3名について直近に 提出されたもの	所得税法(昭和 40 年法律 第 33 号)第 194 条
19	銀行振込依頼書(銀行に 給与の振込依頼をしたも の)	特定の3名について直近1 ヶ月の資料	労働基準法第 24 条、109 条
20	給与の口座振込に関する 同意書	不作為抽出による従業員 1 名の資料	労働基準法第 24 条、109 条

21	社会保険資格取得確認等 通知 最初の労働条件通知書 採用後 6 カ月の賃金台帳	不作為抽出による従業員 1 名の資料(できれば直近の 採用者)	雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第6条、第9条、第10条健康保険法施行規則(大正15年內務省令第36号)第24条厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第3条、第15条労働基準法第15条、第108条、第109条
22	社会保険資格喪失確認通 知書 退職届	直近の退職者(1名)に関するもの(有期雇用契約の満了により退職する場合は、退職届に代えて最後の労働条件通知書を提出してください。)	雇用保険法施行規則第6条、第7条、第9条 健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則 第22条
23	標準報酬額決定通知書 (月額変更届の事業主控 えのことです。) 総括表の会社控え	特定3名についての直近のもの	健康保険法施行規則第 26 条 厚生年金保険法施行規則 第 19 条
24	標準賞与額決定通知書 総括表の会社控え	特定の3名について直近の もの(賃金規程上、賞与の 支払いが予定されていな いときは不要)	健康保険法施行規則第 27 条 厚生年金保険法施行規則 第 19 条の 5
25	雇用保険資格取得等確認 通知書	番号「21」の従業員に係るもの	雇用保険法第7条、雇用保 険法施行規則第9条
26	労働保険料概算・確定申 告書及び算定基礎賃金集 計表	直近の年度更新に係る資料(申告書及び労働保険料計算書の双方)	労働保険の保険料の徴収 等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)第 15 条、 第 15 条の 2、第 16 条、第 19 条 労働保険の保険料の徴収 等に関する法律施行規則 (昭和 47 年労働省令第 8 号)第 24 条、第 25 条、第 33 条、第 38 条 厚生労働省関係石綿によ る健康被害の救済に関す る法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 39 号) 第 2 条の 2
27	被保険者離職証明書 退職前1年分の賃金台帳 退職前1年分のタイムカ ード	退職者の退職前1年分のタイムカード	雇用保険法(昭和 49 年法 律第 116 号)第 7 条、雇用 保険法施行規則第 7 条第 1 項及び第 2 項

			労働基準法第 32 条、第 108 条、第 109 条
28	労働者名簿	特定の3名に関するもの・ 指定従業員に関するもの	労働基準法第 107 条、第 109 条
29	セクシャルハラスメント の発生の防止	直近の資料(従業員に配布 しているリーフレット・相 談窓口の記録等)	雇用の分野における男女 の均等な機会及び待遇の 確保等に関する法律第 11 条
30	パワーハラスメントの発 生の防止への取組みが確 認できる書類	直近の資料(従業員に配布 しているリーフレット・相 談窓口の記録等)	日本国憲法(昭和 21 年憲 法)第 11 条、第 13 条
31	メンタルヘルスケアの取 組みが確認できる書類	直近の資料(従業員に配布 しているリーフレット・相 談窓口の記録等)	労働安全衛生法第 66 条、 第 66 条の 4 労働契約法(平成 18 年法律 第 128 号) 第 5 条
32	子育て支援の取組みを確 認できる書類	直近の資料(社内規程、従 業員に配布しているリー フレット等)	育児休業、介護休業等育児 又は家族介護を行う労働 者の福祉に関する法律第 21条
33	一般事業主行動計画作成 届	直近の資料(会社全体の従業員数が100人以下の場合は不要)	次世代育成支援対策推進 法(平成 15 年法律第 120 号)第 12 条

⁽注 1) 「特定の 3 名」とは、フルタイム従業員、パート・アルバイト従業員、管理職の方を言います。

⁽注2) 該当書類がないときは、ご連絡ください。

第3条に基づき定める事項

市が、「市川市発注工事に係る労働環境等の確認に関する要領」第3条に基づき定める事項は、以下のとおりである。

○市が指定する社会保険労務士会(第3項)

千葉県社会保険労務士会 〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 7 階 TEL 043-223-6002

○労働条件審査に係る費用(第5項)

1案件につき一律20万円(税抜)とする。